

## 大阪市下水道施設維持管理審議会 傍聴要領

### 1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開始予定時刻の30分前から開催予定時刻までに、受付において審議会会長の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、スマートフォンなどは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音などは行わないこと。ただし、審議会会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

### 3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、審議会会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2 傍聴者の遵守事項の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。

### 4 その他

この要領に定めのない事項については、審議会の会議に諮って定めます。

## 報道関係の方々への連絡事項

- ・ 報道受付は、会議の開催予定時刻30分前から会場にて行います。受付にて名刺受または受付簿への記入をお願いします。
- ・ 取材は必ず自社腕章、社員証（記者証）、または市政記者カードのいずれかを見えやすいところに着用してください。腕章等を着用しない方の会場入室はお断りすることがありますのでご注意ください。
- ・ 報道関係者の方は、受け付け順に会場に入場いただきます。
- ・ カメラ取材は所定の位置でお願いします。
- ・ 取材中は、会議の進行の妨げにならないよう、審議会会長の指示に従っていただきますようお願いいたします。